



2016.7 vol.121

住所 大阪府大阪市北区紅梅町 1-18
TEL 06-6242-8460 FAX 06-6242-8462
URL <http://www.s-tus.co.jp>

※エスプリとは…フランス語で“魂”“機知”を意味する言葉です。毎月一回の接点に心をこめて、また機知に富んだ情

Contents *

昇降機の維持管理の指針が公表されました

*エスタス甲子園 *カベリッチ *創業10周年感謝祭

2016年2月19日、国土交通省は、エレベーター等の安全性を維持するため、所有者・管理者が参考とすべき、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」を策定しました。

国土交通省より

昇降機の 維持管理の指針が 公表されました。

この策定の背景には、所有者・管理者の知識不足があります。昇降機を常時適法な状態に維持する為に必要な、知識不足を補うための指針が必要であると判断されたこととみることができます。

国土交通省は、今回の指針策定の中で、保守・点検業者に対しては、保守・点検契約書・作業報告書の内容の改定や責任範囲の明確化などを求めています。

また、所有者に対しては「昇降機の適切な維持管理のために所有者がなすべき事項」を明文化していますので、今回は「オーナーさまがなすべき事項」について、焦点をあててレポートします。

●オーナーさまがなすべき事項6つ

①定期的な保守・点検

定期的な、保守・点検を行うこと、また保守・点検を適切に行うために、必要な文書等の閲覧・貸与を行い、保守・点検完了後、**保守・点検業者に作業報告書の提出を求め**る必要があります。

②不具合発生時の対応

昇降機に不具合が発生したことを確知した場合、速やかに使用中止や修理などの必要な措置を講じ、**保守・点検業者に**その内容の作業報告書の提出を求める

必要があります。

③事故・災害発生時の対応

人身事故が発生した場合、応急手当その他必要な措置を速やかに講じ、消防及び警察に連絡し対応する。その他事故解明に関する公的機関への協力をする必要があります。

④昇降機の安全な利用を促すための措置
標識の掲示やアナウンスにより利用者に安全利用を促す必要があります。

⑤定期検査の実施

建築基準法に基づいた制度で、専門的な知識をもった検査者により定期的な検査（年一回）を実施し、その結果を所轄特定行政庁に報告するように義務づけたものです。検査後は、定期検査報告済証の掲示を行う必要があります。

